## マージン率等に係る情報提供について

株式会社拓進工営

労働派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象:令和5年4月~令和6年3月)

1	派遣労働者の総数	43 人	
2	派遣先事業所数	7 社	
3	労働者派遣に関する料金の平均額	36,060 円	一日当たりの料金額
			8時間労働として計算
4	派遣労働者の賃金の額の平均額	23,040 円	一日当たりの料金額
			8時間労働として計算
5	労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者	36.1%	
	の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派		
	遣に関する料金の平均額で除して得た割合		
6	派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項		

※マージンには、弊社が負担する法定福利費・法定外福利費・教育訓練費・ 事業経費などが含まれています。

法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・ 労使協定の締結:あり(当該協定の有効期間の終期 2025 年 3 月 31 日)
- ・ 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲:当事業所にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者

教育訓練に関する事項(主たる教育訓練)

• 別表のとおり

キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 Em 042-770-4469

間線の内容等	する教育訓練(①) フルタイム(1年以、 対象となる派遣労働者 (上級) 種別 (1度入時・2派遣中・3待機中・4入社 〇年日・5長期的なキャリア形成を念頭に 低いた内部の教育訓練の対象となる無規屋 用規違労働者・6その他) (下級) 対象となる派達労働者教				(上段) 実施時間の総計 (支援者数×板育副線1コマの時間(複数 団実施の場合は、その合計)) (下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受排した者 は、重複計上しないこと)				1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以 外)	別據の実施主体の別 1 事業主 2 新輩接続 4 その他	関線費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無資 (実費負担あり) 3 有賃	賃金支給の別 1 有給 (帰給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無緒
	1年月	2年員	3年日	4年日以時	1年日	2年目	3年日	4年日以降	1			L
イ 入職時等基礎的訓練	ļ				72		_		2	1	1	1
(イ) 新規採用訓練	12	-			12	-			催考	<u> </u>		
	12			-	12				785	<del>                                     </del>		T
(m)							-	-	備考			L
12 联能別別練	_											
	1	2	2		20	64	16	Г	1	1	-1	1
(イ) 設計業務ウェアー研修	12	7	4		12	7	4		備考			
(p)									備考			
ハ 職種転換別線												
(4)									債考			
(-)							,					
(p)									備考			
二 階層別訓練												
(イ) リーダー研修				4				24	2	1	1	1 ·
(4) 5 7 412				3				3	健考			
(p) ·												
```									備考			
ホ その他の教育訓練												
(4)												
								-	備考	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
(12)								-				
									261.75			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時 間の総計」の合計(a)			92	64	. 16	24	1~3年目のaの合針 (c)			172		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受課者の 英人数 (b)						7	4	3	1~3年目のbの合計 (d)			23
厚生労働大区が定める基準を満たす教育訓練について 1 人当たりの 7均実施時間(a ÷ b)						- 9	4		1~3年目の厚生労 練について1人当た	7		
「ナ・リファ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均) 2745											

